

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利発発 期率行行 利価日 子格	振額最低 替単位 額面金	發行額及 の適そ	用振の法發号名 等替條律及 法項及び根 の適そ拠記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十 支次八五百七倍は規 払の年パ円年 う算一に七 。式月セつ月 たに十ンき十 だよ五ト百五 しり日円日 、算を 支出支 払し払	一 万六 円 額 数又の 倍は規 定 の記定 金録に 額はよ に、る によ最 振 る低替 も額口 の面座 と金簿	一 十 六 面 金 替 適 「平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号。 百 八 十 銀 行 億 三 千 四 。そ 規 。	額の定以律社条九特三個 面振の下債第年別年人向 金替適「平成一法會計 額機適用振株式等の振 で関用を替十二年法律 は受け法」一百本の振 百日るも行のと 十銀ものと 七行とし。一 三十する、の 四十規。
たに十 だよ五 しり日 、算を 支出支 払し払	に 年 月 年 月 に 。式 月 に 。式 月 に だよ ト しり 、 支 支 払 し 払	個 人 向 け づ 財 個 財 務 省 告 示 第 二 十 七 行 年 條 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。個 定 人 に 四	三人向 け づ 財 務 省 告 示 第 二 十 七 行 年 條 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。個 定 人 に 四

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十九年一月十五日以後の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子} \times \frac{79.685}{100}}{\text{額面金額} - \text{利子} \times \frac{79.685}{100}} \times 2$$

十七 中途換金の特例

が養正前正信一死亡契約のときにはその相続が、信託契約の受益者は扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する特別障害者扶養法第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養法第三条の四第一項に規定する法律（平成二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する法律（昭和二十九年法律第七十三号）

（二）
（一）にのものも途つ平該当救十には指第昭（人
の額による区の換て成個該助二お當定二和特が
場合金額とし、十向けに當該年行律、災害とす
する金額）
当該年行律、災害とす

（二）
（一）にのものも途つ平該当救十には指第昭（人
の額による区の換て成個該助二お當定二和特が
場合金額とし、十向けに當該年行律、災害とす
する金額）
当該年行律、災害とす

払元
場利所
金支

日本銀行